

西宮市立学校財務事務取扱要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 予算（第3条―第8条）
- 第3章 契約（第9条―第12条）
- 第4章 支出（第13条・第14条）
- 第5章 物品（第15条・第16条）
- 第6章 決算（第17条・第18条）
- 第7章 補則（第19条）
- 付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 西宮市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における財務に関する必要な事項は、西宮市会計規則（昭和40年西宮市規則第17号）、西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。〔3〕

（財務事務）

第2条 校長は、学校における予算、契約、支出、物品及び決算に関する事務（以下「財務事務」という。）を総括し、教頭は校長を補佐する。

- 2 学校事務職員（以下「事務職員」という。）は、校長の監督の下に、すべての財務事務をつかさどる。
- 3 他の職員は、財務事務の遂行にあたって必要な協力を行うものとする。

第2章 予算

（学校配分予算）

第3条 教育長は、配当基準に基づき、校長に対し、学校運営に要する経費を配分する。

（予算執行計画）

第4条 校長は、学校配分予算について、学校運営及び教育課程の実施を適正かつ効果的に行うため、年間予算執行計画（以下「予算計画」という。）を策定する。

- 2 前項に関する事務は、事務職員が担当する。

（組織の設置）

第5条 校長は、予算計画を策定するため、学校に予算委員会を設置する。

- 2 予算委員会の構成員は、校長、教頭、事務職員並びに教科、係及び学年等の代表者とする。
- 3 予算委員会の運営に関する事務は、事務職員が担当する。

（支出負担行為）

第6条 校長は、学校配分予算の範囲内において、予算計画に基づき支出負担行為を行うものとする。

（予算執行管理）

第7条 校長は、予算執行状況を常に把握し、適正かつ効率的執行に努めなければならない。

2 前項に関する事務は、事務職員が担当する。

(資金前渡)

第8条 校長は、必要と認められる場合、資金前渡を受けることができる。[2]

2 前渡金に関する事務取扱は、事務職員が担当する。[2]

第3章 契約

(契約)

第9条 校長の専決による契約（以下「学校における契約」という。）は、市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程（昭和55年西宮市教育長訓令第2号）第2条第1項の規定に基づくものとする。

(随意契約)

第10条 学校における契約においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2並びに西宮市契約規則第17条、第17条の2及び第18条による随意契約をすることができる。

(契約事務担当者)

第11条 学校における契約に関する事務は、事務職員が担当する。

(物品等の検収及び検査)

第12条 校長は、物品等の検収及び検査を行わなければならない。[2]

2 校長は、事務職員等の受領及び確認行為により物品等の検収及び検査を行うことができる。

[2]

第4章 支出

(支出命令)

第13条 学校における契約において、当該契約が履行され請求行為があったときは、校長は遅滞なくこれを処理しなければならない。[2]

2 前項による支出命令は、市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程（昭和55年西宮市教育長訓令第2号）第2条第1項の規定に基づくものとする。[2]

(支出命令事務担当者)

第14条 支出命令に関する事務は、事務職員が担当する。[2]

第5章 物品

(物品管理者・物品取扱責任者・物品保管者の設置)

第15条 西宮市会計規則（昭和40年西宮市規則第17号）第58条第2項より、物品管理者たる校長は、物品取扱責任者に事務職員をあてるものとする。[2]

2 物品取扱責任者は、物品管理事務を直接担当する。

3 物品管理者は、特定の職員（「物品保管者」という。）に物品を保管させるものとする。

(物品の出納及び保管事務)

第16条 学校における物品の出納及び保管に関する事務取扱は、事務職員が担当する。

第6章 決算

(決算)

第17条 校長は、毎会計年度の出納閉鎖後、学校における予算の決算を行わなければならない。[2]

(決算事務担当者)

第18条 決算に関する事務は、事務職員が担当する。[2]

第7章 補則

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、学校における財務事務の取り扱いについて必要な事項は教育長が別に定める。

付 則 [1]

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

付 則 [2]

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

付 則 [3]

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。